

重要事項説明書 (訪問介護)

令和7年10月16日

〈事業所〉高松市指定訪問介護事業所
香川県高松市川部町1303番地

ヘルパーステーションあいか

TEL 087-815-7234 FAX 087-815-7212

介護保険事業所番号 3770111973

〈事業主体〉

香川県高松市川部町1300番地1

アイコーポレーション株式会社

重要事項説明書

(訪問介護)

1. 事業者

法人名	アイコーポレーション株式会社
所在地	香川県高松市川部町1300番地1
代表者氏名	代表取締役 森田 耕市

2. 事業の概要

事業所の名称	ヘルパーステーションあいか
サービス種類	訪問介護
介護保険指定番号	3770111973
所在地	香川県高松市川部町1303番地
通常の実施地域	高松市の区域（島嶼部は除く）
電話番号	087-815-7234

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	アイコーポレーション株式会社が開設するヘルパーステーションあいか（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。
運営の方針	1 事業所の訪問介護員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助をおこなう。 2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. ご利用事業所の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計	
管理者	介護福祉士	1人		1人	高木奈美枝
サービス提供責任者	介護福祉士	1人		1人	高木奈美枝
従事者	介護福祉士	3人		5人	
	二級課程修了者		2人		

5. 営業日・営業時間

営業日	月曜日 ~ 日曜日
営業時間	午前9時00分～午後6時00分

6. 利用料(ご利用者様負担分)

(1) 指定サービス基本料金

サービスの内容	時間	金額 (円)	
		日中	早朝/夜間
身体介護	20分未満	163	204
	20分以上30分未満	244	305
	30分以上1時間未満	387	484
	1時間以上1時間30分未満	567	709
生活援助	20分以上45分未満	179	224
	45分以上	220	275

- 介護保険法に基づく指定サービス料金のご利用者様負担(10%)の金額を表示しています。
- 事業所と同一建物にお住まいの場合は、10%~12%減額となります。
- ご利用者様宅へ2人で訪問する場合は、2倍の料金となります。
- 日中(8時~18時)、早朝(6時~8時)、夜間(18時~22時)

(2) 個別サービス料金

緊急時に身体介護を行った場合	1回につき	+100円
新規にご利用いただく場合	初回時の1月につき	+200円

(3) 利用料の留意事項

※当事業所(高松市)の地域区分は「7級地」に該当するため、上記金額に1.021を乗じた金額になります。

※介護職員等処遇改善加算として、上記合計金額に22.4%が加算されます。

※「一定所得者」と判定された場合、利用料が2割、又は3割負担となります。

7. 支払方法

- ① 訪問介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の1割(上記※2.3割)をお支払いいただきます。

但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い(いったんご利用者様が利用料の全額を支払い、その後市町村から9割分の払い戻しを受ける方法)の方の方法をご希望の場合は、お申し出ください。

- ② 提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ③ 当事業者は、ご利用者様に対し、翌月10日までに、サービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- ④ 当月の利用料は、翌月18日にご利用者様の指定口座から引き落とします。ただし、引落日が金融機関の休業日の場合は翌営業日となります。

8. サービス内容

身 体 介 護	起床介助、就寝介助、整容介助、食事介助、衣服の脱着、入浴介助、排せつ介助、清拭、体位変換、服薬管理、通院介助、その他
生 活 援 助	調理、洗濯、掃除、買物、薬の受取、衣服の入替

9. サービスに関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員について

サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交代

1) ご契約者からの交代の申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

2) 事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合により、訪問介護員を交代することがあります。訪問介護員を交代する場合は契約者及びその家族などに対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

10. 利用の中止、変更、追加

(1) 訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する場合にはサービスの実施日の前日までに申し出てください。

(2) 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は以下の通りのキャンセル料をいただきます。

当日のキャンセル : サービス利用料
(ご利用者様負担分)

ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

11. その他

訪問介護員は、

- ・医療業務を行うことができません。
- ・年金等の管理、金銭の貸借などを行うことはできません。
- ・ご利用者様のための家事・介護を行う業務なので、庭の草刈りや他の家族の食事の用意などをすることができません。

(1) 守秘義務

当事業所のサービス提供者は、ご利用者様又はその家族の秘密を守ることを誓約して業務に従事しています。

(2) 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者様の容体の変化などがあった場合は、主治医、救急隊、親族などへ連絡を取る等必要な措置を致します。

(3) 事故発生時の対応

1) 当事業所は、ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、ご利用者様の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

2) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

(4) 個人情報の保護

- 1) 事業所は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- 2) 事業所が得たご利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じてご利用者様又はその代理人の了解を得るものとし、この説明をもって承認したものとします。

12. 苦情申立窓口

苦情申立ての制度

当事業所の提供するサービスについての苦情があった場合は、相談員より直ちに相手方に連絡を取り、直接訪問するなどして詳しい事情を聞き、事実の確認を行います。その後、必要のある場合は検討会議を行い、翌日までに具体的な対応・処置を行います。

苦情相談窓口	電話番号
アイコーポレーション（株）（担当：濱川）	087-886-5558
高松市介護保険課	087-839-2326
香川県国民健康保険団体連合会	087-822-7431

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

アイコーポレーション(株)

説明者 ヘルパーステーションあいか管理者 高木 奈美枝 ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏名 _____ ㊞

代理人住所 _____

氏名 _____ ㊞